

第9回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月24日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 102会議室
- 3 出席委員 18名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	3番	小笠秀哉	推進委員	4番	興梶千恵美
推進委員	5番	畦池港	推進委員	6番	小貫峰重
推進委員	7番	渡邊巳鶴	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事内容
 - 議案第22号 農地法第4条の許可について
 - 議案第23号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第24号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第9回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に9番と10番の方を指名します。それでは、議事に移りたいと思います。議案第22号農地法第4条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第22号農地法第4条の許可について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	申請地は、〇〇の裏に位置しており、接続道は急こう配で周囲には大木もあるようなところで軽トラでも行き来が難しいところとなっております。昔は茶畑として利用していたようですが、申請人が80歳を超えており、息子は大工をしているため、申請地について何も手入れしていない状況です。特に問題ないかと思っておりますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第23号農用地利用集積計画の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第23号農用地利用集積計画の承認について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	貸人については、居酒屋を経営しており、夫が昨年亡くなっておりますが、生前に国の補助金を活用し、今回の申請地にブドウを植えておりましたが、妻一人では管理できない状況であり、仮にブドウをやめた場合は国に補助金を返還しなければならないということでワイナリーに相談したところ、今回の借人の会社に話がいったようです。借人については〇〇グループの農業部門を担当している会社となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
事務局	事務局から追加説明をさせていただきたいと思ひます。状況としては松本委員のとおりでありまして、私のほうからは法律の部分についてです。今回の受人が法人でありまして、法人が農地を取得したり借りたりする場合は農地法に

	<p>より農地所有適格法人である必要があります。農地所有適格法人の詳細については別紙がありますので、これに沿って説明させていただきます。</p> <p>農地所有適格法人は、農地法で規定された呼称で、農地法に定める要件を満たし、農地に関する権利の取得が可能な法人のことであります。農地所有適格法人という種類の法人形態が存在するわけではなく、農事組合法人や株式会社等のうち一定の要件を満たすものが農地所有適格法人と呼ばれます。要件については4要件をすべて満たす必要があるということで、資料の要件をご覧ください。実際に当てはまるかどうかを見ながら進めさせていただきます。</p> <p>まず、法人形態要件ですが、農事組合法人、株式会社、または持分会社である必要があります、登記簿謄本をみていただければわかるとおり、株式会社となっております。</p> <p>続きまして事業要件ですが、「その法人の主たる事業が農業であること」とされており、こちらについても登記簿謄本の目的の欄に記載のとおり農業とされております。</p> <p>次に構成員・議決権要件についてで、「法人が株式会社である場合は、次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占めている必要がある」ということで、資料のAからKに該当する方が過半を占める必要があります。資料に株主名簿をつけておりますが、〇〇氏だけで総株主の過半を占めることとなりますので、〇〇氏がAからKのどれかに該当する必要があります、今回は才の「法人の行う農業に常時従事する者」が該当し、常時従事の基準については農地法施行規則により「年間150日以上従事すること」とされており、〇〇氏の農業従事日数は資料のとおり200日となっております、〇〇氏が本当に200日も従事しているかという疑問があるかと思いますが、この従事日数には、実際に農作業を行う日数だけではなく、会社経営する上での事務なども日数に含まれます。〇〇氏は代表取締役でもあるため、該当すると判断いたしました。</p> <p>最後に役員要件についてで、2つあり、1つ目が「法人の常時従事者である構成員が理事等の数の過半を占めていること」とあり、構成員は株式会社では株主となりますので、今回は株主全員が取締役と同じであるため該当しております。2つ目が「法人の理事等または農林水産省令で定める使用人のうち1人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事すると認められるものであること」とあり、今回は高千穂町に住んでいる△△氏という方がこれに該当するということとなります。</p> <p>以上の4要件すべて満たしているものと事務局では判断いたしました。追加説明は以上です。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
坂本委員	契約期間はどのくらいなのでしょう
事務局	そのことについてですが、今回の話については昨年8月に相談がっており、12月上旬に所有権を移転するという事で聞いておりましたが、名義が亡くなった夫になっているため、現在はまだ所有権が移転できず、また先ほどの松本委員からありましたとおり国の補助金の関係で次の耕作者を決める必要があるため今回は貸借になった次第であります。ですのでとりあえず期間としては1年間としており、所有権移転の段取りが整った段階で再度総会にかけさせていただきますと思います。
議長	ほかに質問はないでしょうか。
太田委員	ワイナリーに出荷するのでしょうか。
事務局	そのように伺っております。
太田委員	ワイナリーへの出荷については出荷調整があったはずですが、そこは大丈夫なのでしょうか。
事務局長	出荷調整については、反当たりの量について制限をかけており、同じ面積で

	<p>も収量が多いところと少ないところがあるかと思いますが、この収量が多いところに制限がかかっているということでもあります。</p> <p>ワイナリーには、全体計画があり、今回の貸人のぶどう棚についてはこの計画の中に含まれておりますので、ワイナリーへの出荷ができないということはありません。</p>
議長	<p>ほかに質問はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、議案第24号非農地判断の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第24号非農地判断の承認について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
黒木委員	<p>所有者については、この地区出身となっております。母がいましたが亡くなる前は施設に入っていたため、自宅には誰も住んでおりません。母が生きていたころから写真のような状況だったと記憶しているため、非農地ということで問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。</p>
事務局長	<p>以上を持ちまして、第9回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。</p>

議事録署名人_____

議事録署名人_____